

(案)

事業者・職場における
新型インフルエンザ対策ガイドライン

新型インフルエンザ専門家会議

平成18年1月19日版

事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン（案）

本ガイドラインは、事業者・職場における新型インフルエンザ対策の参考とするために作成したものである。新型インフルエンザ対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環として職場においても対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になる。

新型インフルエンザの大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、このガイドラインは、随時見直し、必要に応じて、修正を加えるものとする。

1. 新型インフルエンザの基本的知識

1) 新型インフルエンザとは

- 動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスが人間世界に侵入し、その遺伝子に変異を起こしたり、ヒトのインフルエンザウイルスとの間で遺伝子の組み換えを起こしたりして、ヒトの体内で増えることができるようになり、ヒトからヒトへと効率よく感染できるようになったものが新型インフルエンザウイルスで、このウイルスがヒトに感染して起こる病気が、新型インフルエンザである。
- 厚生労働省の「新型インフルエンザ対策報告書」（2004年8月）によると、「過去数十年間にヒトが経験したことがないHAまたはNA亜型のウイルスがヒトの間で伝播して、インフルエンザの流行を起こした時、これを新型インフルエンザウイルスとよぶ」とされており、毎年流行しているA/H1N1亜型、A/H2N3亜型以外のA型もすべて、流行がみられた場合には新型インフルエンザとなる。
- 新型インフルエンザウイルスはいつ出現するのか、予測することはできないが、ほとんどの人は免疫を持っていないので、インフルエンザ・パンデミック（ヒトの世界で広範かつ急速に、ヒトからヒトへと感染して広がり、世界的に大流行している状態）を起こすリスクがある。このような、インフルエンザ・パンデミックは、過去にもスペインインフルエンザ（1918-1919）、アジアインフルエンザ（1957-1958）、香港インフルエンザ（1968-1969）があり、その記録から、パンデミックが起こると多くの人々が感染し、医療機関の許容量を超えた患者が発生したり、電気・ガス・水道・運輸・通信といったライフライ

ンの維持に必要な人材の確保が困難になるなど、様々な問題が生じることが考えられている。

- 現代社会では、人口の増加や都市への人口集中、飛行機などの高速大量交通機関の発達などから、より短期間に地球全体にまん延すると考えられる。また、日本以外の国でのパンデミックであったとしても、日本企業の海外進出も著しく、人的交流も盛んなため、日本だけが影響がないことはあり得ないと考えられる。従って、常日頃からの対策と準備が必要となる。

2) 国・地方自治体の対策

○厚生労働省では、平成17年12月にWHOのパンデミックフェーズ分類を参考にした「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定・公表しており、それに基づいた行動訓練等を行っている。

○また、地方自治体でも国の行動計画に沿った形、もしくは独自の形で新型インフルエンザ対策の行動計画やマニュアルを策定している。各自治体の衛生部局や保健所のホームページ等で掲示されているので参考にすることとする。

2. ヒトーヒト感染発生前の準備

1) 危機管理体制の確認

各事業者・職場において、必要に応じ、新型インフルエンザ対策の準備、発生時の対応のため、事業者・職場の最高責任者、産業医等を含む対策本部や、実際のインフルエンザ対策に当たる作業班などの設置や、緊急時における地方公共団体の保健部局、近隣の医療機関との連絡体制や事業者・職場内の連絡網などの危機管理体制を確認する。

2) 情報収集及び周知方法の確立

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、従業員等に迅速かつ適切に周知する方法を確立しておく。

世界の情報

世界保健機関（WHO）のウェブサイト

鳥インフルエンザ http://www.who.int/csr/disease/avian_influenza/en/

インフルエンザ <http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/>

国の情報

厚生労働省ウェブサイト <http://www.mhlw.go.jp/>

国立感染症研究所のウェブサイト <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>

同研究所の感染症情報センターのウェブサイト

<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp>

都道府県・保健所・市町村の情報

各都道府県・保健所・市町村はウェブサイトを開設しており、そこから情報や住民へのお知らせが発信されている。

3) 新型インフルエンザ流行時の事業運営体制の検討

従業員等に新型インフルエンザを発症した者が発生した場合に備えて、関係事業者や補助要員を含めて事業運営体制について、事業の性格に応じて検討を行い、必要に応じて対策を講じる。

4) 従業員等への感染の予防のための事業者・職場の措置

従業員等の中の感染拡大を防止するため、事業者・職場として、事前に、必要に応じて、以下の措置を講じる。

- 手洗いの励行。
- 従業員に感染予防策や健康状態の自己把握に努めるよう、健康教育を行う。
- 従業員等の海外渡航に係る情報について把握する仕組みを構築する。（外務省の渡航情報発出以降）
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態を検討しておく。
 - ・ 在宅勤務で可能な業務の検討
 - ・ 対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議の利用
 - ・ ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用の回避など。

5) 社会機能維持に関わる事業における業務継続についての検討

特に社会機能の維持に関わる主要な事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などに留意して新型インフルエンザ流行時の事業運営体制について検討を進める。なお、事業継続の有無の判断は管理責任者による

が、政府等から出される勧告、措置等に留意する。

新型インフルエンザに係る社会機能の維持に関わる従事者としては、以下のものが想定される。

1) 医療従事者等（病院、保健所等）

新型インフルエンザ患者に接触する業務に従事する者。

2) 社会機能維持者

電気・ガス・水道・食料供給・通信・交通・警察等、国民生活や社会機能の破綻を防止するために最低限必要と考えられる業務に従事する者。

3. ヒトーヒト感染発生後の対応

1) 情報収集及び周知

国内外の新型インフルエンザの感染状況等に関する情報を、必要に応じて、厚生労働省、外務省等の政府機関や、地方公共団体世界保健機関（WHO）等の国際機関から入手するとともに、事業者団体、関係企業等と適切に情報交換を行う。また、得られた情報を、必要に応じて、各事業者の計画や対策の見直しに役立てるとともに、事業者・職場としての対応方針と併せて、社内外に迅速かつ適切に周知する。

2) 事業運営体制の検討

- 必要に応じて事業の縮小と、従業員の自宅待機を検討する。
- 国及び地方公共団体の保健部局等からの各種要請があった場合は要請に協力するよう努める。
- 保健部局等からの助言等を受けつつ、事業所等の衛生管理に努める。

3) 事業所内での感染拡大予防のための措置

- 従業員に新型インフルエンザに関する情報を正確に伝える。
- 個人での感染防御や健康状態の自己把握に努めるよう、注意喚起を行う。
- 38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等のインフルエンザ様症状があれば出社しないように要請する。
- 自宅待機を要請する際には産業医等の意見を聞くことが望ましい。
- 社員食堂や休憩所等で社員同士が集まらないよう、施設の閉鎖を検討する。
- 可能であれば、次のような感染拡大防止のための業務形態をとる。
 - ・ 在宅勤務
 - ・ 重要でない会議、会合、研修等を中止又は延期
 - ・ 電話会議やビデオ会議
 - ・ ラッシュ時の通勤及び、公共交通機関の利用を可能な限り避ける。

4) 海外勤務、海外出張する従業員等への感染の予防のための措置

海外勤務、海外出張する従業員等及びその家族への感染の拡大を予防するため、「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」(平成18年1月31日労働者健康福祉機構 海外勤務健康管理センター)等を参考としつつ、事業者・職場として、必要に応じて、以下の措置等を講ずる。

- 患者発生国・地域に駐在する従業員等及びその家族に対して、外務省から発出される渡航情報や、現地の日本国大使館の情報等を踏まえ、現地の従業員等及びその家族並びに事業の状況に応じて、退避の可能性等を含めて検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 外務省の海外渡航情報を踏まえつつ、患者発生国・地域に対する海外出張の是非等を検討する。(外務省の渡航情報発出以降)
- 患者発生国・地域から帰国した従業員等及びその家族は検疫ガイドラインに従う。新型インフルエンザのような症状を呈した場合には、直ちに保健所に連絡し、都道府県で指定された医療機関を受診するよう指導する。

5) 従業員等への予防的措置のための知識の啓発

新型インフルエンザ感染予防のため、政府の新型インフルエンザに関する情報に注意しつつ、その流行の度合いに応じた対応等、従業員等に対して、必要に応じて以下の知識について啓発を行う。

- 国内外の新型インフルエンザの発生状況、予防のための留意事項等についての情報に注視する。その際、パニックを起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとる。
- 外務省の海外渡航情報に基づき、患者発生国・地域への渡航をできるだけ避ける。(フェーズ4A以降)
- 発生地域におけるマスク、うがい、手洗いを励行する。(フェーズ4B以降)
- 「咳(せき)エチケット」を心がける。
- 従業員に健康状態を今まで以上に留意するよう、促す。
- 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛する。(フェーズ4B以降)
- 不要不急の外出を自粛する。(フェーズ5B以降)

6) 社会機能維持に関わる事業における業務継続のための体制

特に社会機能の維持に関わる主要な事業者等は業務を継続する観点から、必要に応じて業務交代や補助要員の確保などを行うことで、新型インフルエンザ流行時の事業運営体制を実施する。なお、事業継続の有無の判断は管理責任者によるが、政府等から出される勧告、措置等に留意する。